

令和7年度 「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集要項

個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。)第53条第2項の規定に基づき、令和7年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項を以下のとおり公告します。

令和7年12月23日

千葉市長 神谷 俊一

1 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第111条の規定に基づき、千葉市が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる個人情報ファイルは、千葉市ホームページ、千葉市行政資料室にて公開している個人情報ファイル簿一覧の「匿名加工情報提供制度対象」欄に「○」がついている個人情報ファイルです。

【参考】

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

- (1) 個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの(法第60条第3項第1号)
- (2) 個人情報ファイルに千葉市情報公開条例の規定による開示請求(公文書開示請求)があった場合に、次のア又はイのいずれかを行うこととなるもの。
 - ア 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるもの(法第60条第3項第2号イ)
 - イ 千葉市情報公開条例の規定により、意見書の提出の機会を与えることとなるもの(法第60条第3項第2号ロ)
- (3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること(法第60条第3項第3号)

3 提案の主体(提案者の要件)

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません(※)、また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第113条の規定により、提案時において、次に掲げる(1)から(6)までの欠格事由のいずれかに該当する者は提案できません。

【欠格事由】

- (1) 未成年者

- (2) 心身の故障により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- (5) 法第 120 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者
- (6) 法人その他の団体であつて、その役員のうち上記 (1) から (5) までのいずれかに該当する者があるもの

※ 代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

4 募集期間

令和 7 年 1 2 月 2 4 日 (水) から令和 8 年 1 月 2 3 日 (金) 午後 5 時 0 0 分まで

5 提案の方法

(1) 提出書類

提案にあたっては、次の書類 (以下「提案書類」という。) を提出してください。

【提案書類及び必要部数】

ア 提案書 …… 1 部

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

イ 添付書類 …… 各 1 部

(ア) 誓約書 (欠格事由) (上記 3 の (1) から (6) までに該当しないことを誓約する書類)

(イ) 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面 (事業計画、事業内容、目的・効果等を具体的に記載した書面。任意様式)

(ウ) 提案をする者の本人確認書類 (注 1)

(エ) 誓約書 (暴力団排除) (提案者 (法人その他の団体にあつてはその役員等) が暴力団又は暴力団員ではないこと等を誓約する書類)

(オ) その他千葉市長が必要と認める書類 (注 2)

(カ) 委任状 (代理人の権限を証する書面) (注 3)

(注 1) 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案をする者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等 (提案の前日 6 か月以内に作成されたものに限る。) を添付してください。

(注 2) 「その他千葉市長が必要と認める書類」は、提案に係る補足資料として、別途提出をお願いする場合があります。

(注 3) 代理人による提案をする場合に限りです。

(2) 提案書の提出方法

提案書類を、持参 (注 1) 又は郵送・信書便 (注 2) により提出してください。

(注 1) 持参による場合は、平日の午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分までとなります。

(注 2) 郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日時必着です。

(3) 提案書類の提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港 1 - 1

千葉市役所 総務局総務部政策法務課市政情報室

6 提案の審査基準

提案については、次に掲げる審査基準に適合するかどうかを審査します。

- (1) 提案者が法第 113 条各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと
- (2) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、1,000 人以上、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の数以下であること（注 1）
- (3) 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第 62 条で定める基準に適合するものであること
- (4) 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること
- (5) 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること
- (6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること
- (7) 行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合、行政機関等の事務に著しい支障を及ぼさないものであること

(注 1) 提案に係る個人情報ファイルを構成するデータの一部を抽出して行政機関等匿名加工情報を作成するよう提案する場合は、データの抽出条件等を提案書に明記してください。また、行政機関等匿名加工情報の本人の数による加工が困難な場合は、抽出条件等について、別途調整をお願いする場合があります。

※ 上記のほか、千葉市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 36 号）第 9 条第 1 項の規定により、提案者が暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者である場合は、提案を採用しません。

7 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する規則別記様式第 10「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書 2 通）に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、規則別記様式第 11「審査結果通知書」に理由を付してその旨を通知します。

9 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要項の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 千葉市からの審査結果通知書等の送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 千葉市が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の著作権は千葉市に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。
- (7) 提案者の提案書類は、千葉市情報公開条例に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となり、原則として開示されます。同条例に規定する「不開示情報」は開示されませんが、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれについては、抽象的可能性だけでは、不開示情報には該当しません。行政機関等匿名加工情報提供制度の透明性を図るため、特に、契約者の提案書類及び契約書に記載された情報については、個人情報等を除き、原則として不開示情報として認められませんのでご了承ください。なお、個人からの提案の場合は、提案者の氏名は開示することに同意したものとします。
- (8) 提案者の氏名、名称は、上記（7）の開示請求の有無に関わらず、公表します。

10 提案に関する連絡先

提案の手続き等についてご不明な点がある場合は、次の連絡先までお問い合わせください。
なお、相談内容によりご回答に時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【提案に関する連絡先】

千葉市役所 総務局総務部政策法務課市政情報室

電話 043-245-5717

電子メール seisakuhomu.GEG@city.chiba.lg.jp